

相模原市災害義援金を受け付けます ～ 相模原市令和元年台風第19号災害義援金～

令和元年台風第19号の災害により被災された市民の方々のために、相模原市災害義援金を下記のとおり受け付けます。

1 受付期間 令和元年10月25日(金)から令和2年3月31日(火)まで

2 義援金の受付方法

下記の方法で義援金を受け付けます。

(1) 市窓口での受付

市内17箇所の窓口で義援金を受け付けます。

緑区	緑区役所区政策課 まちづくりセンター(大沢・城山・津久井・相模湖・藤野)
中央区	地域福祉課 まちづくりセンター(大野北・田名・上溝)
南区	南区役所区民課 まちづくりセンター(大野中・麻溝・新磯・相模台・相武台・東林)

(2) 募金箱

市内18箇所に募金箱を設置しています。

緑区	緑区合同庁舎1階総合受付 まちづくりセンター(大沢・城山・津久井・相模湖・藤野)
中央区	市役所本庁舎1階ロビー まちづくりセンター(大野北・田名・上溝) あじさい会館1階ロビー
南区	南区役所区民課 まちづくりセンター(大野中・麻溝・新磯・相模台・相武台・東林)

(3) 口座への振り込み

金融機関	口座番号	加入者名
ゆうちょ銀行	00120-4-392790	相模原市令和元年台風第19号 災害義援金

ゆうちょ銀行・郵便局窓口からの振込は、手数料無料。ATMによる振込は、手数料が必要です。電話等で直接義援金の勧誘を行うことはありません。

3 義援金の配分

受け付けた義援金は、被災された方々に配分します。

4 税制上の措置

所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」として扱われます。

5 領収証明書の発行について

市窓口で受け付けした方には、各窓口にて「仮預り証」を発行し、後日、市地域福祉課から「領収書」を郵送します。

また、ゆうちょ銀行窓口及びATM振込により上記の口座に送金された場合は、控えとしてお手元に残る振込金受取書及びATM控えを、寄附控除等を受けるための領収書（証明書）に代えることができます

【お問合せ】

健康福祉局 福祉部 地域福祉課

電話042-769-9222